

【浦和法人会の入会資格】

■対象区域

- ・浦和税務署管内の、さいたま市浦和区、緑区、南区、桜区、中央区

■各会員の条件

[正会員]

- ・浦和税務署管内に登記の住所がある法人
- ・特別法人（協同組合・学校法人・宗教法人・公益法人など資本金がない法人）

[賛助会員]

- ・浦和税務署管内に、支店・支社・営業所・工場等がある法人、または、個人事業主・個人
- ・浦和法人会管轄地域外の法人、個人事業主・個人

[系列会員]

- ・正会員と同一経営者の法人

※賛助会員、系列会員は総会で議決権がございませんが、サービスは正会員と同じです。

■年会費

	資本金	年会費
正会員	300 万円以下	6,000 円
	300 万円超 500 万円以下	9,000 円
	500 万円超 1,000 万円以下	12,000 円
	1,000 万円超 3,000 万円以下	18,000 円
	3,000 万円超 5,000 万円以下	24,000 円
	5,000 万円超 1 億円以下	48,000 円
	1 億円超 3 億円以下	72,000 円
	3 億円超	96,000 円
特別法人	6,000 円	
賛助会員		6,000 円
系列会員		1,000 円

※一般法人会社の会費の額は、毎年4月1日現在の資本金によります。

（資本金額の変更がある場合は、事務局にご連絡ください。）

※当会の会費は消費税法の定めにより、消費税の課税対象となりません（不課税）。

■初年度年会費について

- ・入会初年度は、入会月の翌月から3月迄の月割で会費をいただきます。
（系列会員の1,000円は除く）

例) 10月に入会された場合《年会費6,000円の法人（500円/月）》

初年度のみ11月～3月までの5カ月分2,500円を頂戴します。

翌年からは6月18日に6,000円を一括でご指定の口座から引き落しいたします。

（金融機関休業日の場合は翌営業日に引き落とし）